

令和8年度版

富里市住宅用設備等脱炭素化 促進事業補助金制度のご案内

【電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)】



富里市では、脱炭素化社会の実現に向けて、家庭における地球温暖化対策と電力の強靱化を図るため、住宅用設備等の設置・導入に係る費用の一部について、予算の範囲内において補助を行っています。

1 補助対象設備と補助対象設備等の要件、補助金の額

令和8年4月1日以降に自動車検査登録されたものが対象となります。

補助対象設備	設備等の要件	補助金の額
電気自動車 プラグインハイブリッド 自動車 (V2H充放電設備なし)	【導入する住宅等に関する要件】 <ul style="list-style-type: none">申請者自らが居住する住宅太陽光発電設備が設置され、かつ、発電した電気を充電できる充電設備が設置されていること。(同時設置も含む) ※接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。 【設備の要件】 <ul style="list-style-type: none">電気自動車は、自動車検査証の燃料の種類が「電気」と記載されているものプラグインハイブリッド自動車は、自動車検査証の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもの自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。申請者が新車として新たに購入したもの(中古の輸入車の初度登録車を除く)自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内にあることのほか、使用者の住所と一致すること。自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、令和8年4月1日から令和9年3月10日の日付であること。国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。	上限10万円
電気自動車 プラグインハイブリッド 自動車 (V2H充放電設備あり)	上欄の要件に加えて、申請者自らが居住する住宅にV2H充放電設備が設置されていること。(同時設置も含む)	上限15万円

【要注意】太陽光発電設備に対する補助はありません。

2 補助対象経費

補助対象経費の範囲は、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という)本体の購入費(オプション等の費用は含みません。)となります。

補助金の額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額となります。

※補助対象経費は、消費税・地方消費税に相当する額を控除した額です。導入費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、さらに当該補助金の額を控除した額となります。

【補助金額の計算式】

補助金額 = 電気自動車等本体購入費 - 消費税と地方消費税 - 国等からの補助金

3 補助金の対象となる方

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ①本市に住民登録が完了し、該当する住宅に居住している方（実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）
- ②市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）を滞納していないこと。※リース事業者の場合（法人市民税）も含まれます。
- ③補助金の交付を申請する年度内に契約をし、令和9年3月10日までに納車されていること。
- ④自ら所有し、かつ、居住する市内の住宅に、電気自動車等を導入した方。若しくは、第三者が所有する住宅に居住し、所有者の承諾を受けて電気自動車等を導入した方（店舗併用住宅も住宅部分で導入した場合は対象となります。）
- ⑤住宅の所有者が第三者（同居家族を含む）の場合、又は共有者がいる場合は、住宅の所有者又は共有者から電気自動車等を導入することについて同意を得ている方
- ⑥補助対象設備の導入費等を負担し、補助対象設備を所有していること。（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。）
- ⑦補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。
なお、リース契約については、次のいずれかを満たすことを要件とする。

ア リース期間が次の表の財産処分制限期間以上の契約となっていること。

【財産処分制限期間】

補助対象設備	財産処分制限期間
電気自動車（EV）	4年
プラグインハイブリッド自動車（PHV）	4年

イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。

- ⑧購入した電気自動車等を導入する住宅に太陽光発電システムが設置され、発電した電気を電気自動車等に充電することが出来ること。
- ⑨申請者又は申請者と同一世帯の者が同種の補助対象設備に対し、補助を受けていないこと。

4 補助金の申請

- 補助対象設備を導入する前、又は導入後（納車後）に、「補助金交付申請書」に必要な書類を添付し、提出してください。
- 申請受付は、令和8年4月1日から開始します。
 ※受付は先着順で、補助金の申請総額が予算枠に達した時点で終了となります。
- 受付日は、全ての書類が不備なく揃い、市が正式に受理した日付になります。
- 添付書類は、下記又は「交付申請書類チェックリスト」を参照してください。
 申請者本人が電気自動車等を購入した場合は「購入」に、リース契約によりリース事業者が導入した場合は「リース」に○が記載された書類をご用意ください。
 表中★印がついた書類は、ホームページに書式を添付しています。

購入	リース	必要書類	備考
○	○	交付申請書(第1号様式)★	市税等の納付状況について、市が公募等により確認することに同意する署名をいただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ・交付申請者が市税の滞納がないことを明らかにする書類の写し
○	○	補助対象設備の概要(第1号様式別紙1)★	申請する設備に該当するページのみ提出してください。
○		補助対象設備等の導入に係る契約書又は注文書の写し	・経費の内訳がわかるもの。
○	○	補助対象設備等の技術仕様が確認できる書類の写し	・カタログ、ホームページ等で、設備の形状と型式等が確認できるページの写し
	○	リース関係書類	リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類(領収書の写し)及びリース契約書の写し
	○	貸与料金の算定根拠明細書(第1号様式別紙2)★	市公式ホームページに添付の様式をご使用ください。
	○	登記事項証明書	リース事業者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し
○	○	その他	・住宅の所在地がわかる地図 ・国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般財団法人次世代自動車振興センターにより、補助対象とされていることがわかる書類(団体のホームページの画面コピー)

5 交付決定

申請書類を提出後、納税確認及び書類審査を行い、申請内容に不備等がなければ、「交付決定通知書」を申請者住所に送付します。交付決定までにおおむね2～3週間ほどかかります。審査が集中する時期については、さらに1週間程度かかることがあります。

6 実績報告書

- 補助対象設備の導入（納車）完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書に必要書類を添付し、提出してください。

※期間内に正当な理由なく提出がない場合は、交付を取り消します。

- 添付書類は「実績報告書類チェックリスト」を参照してください。

申請者本人が電気自動車等を購入した場合は「購入」に、リース契約によりリース事業者が導入した場合は「リース」に○が記載された書類をご用意ください。

表中★印がついた書類は、ホームページに書式を添付しています。

購入	リース	必要書類	備考
○	○	実績報告書(第6号様式)★	住民登録について、市が住民登録について確認することに同意する署名をいただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ・住民票の写し(補助事業を実施する者が個人の場合)
○	○	補助対象設備の概要(第6号様式別紙)★	報告する設備に該当するページのみ提出してください。
○	○	補助対象設備等の導入費用に係る領収書及び内訳書の写し	・クレジット契約の場合は、販売店が発行する支払証明書でも可 ・所有権留保付きローン(残価設定型を含む)の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写しでも可 ・領収書のあて名は、申請者を含む連名でも可
○	○	補助対象設備等の導入状況が確認できる写真	保管場所において撮影した車全体の写真(ナンバーが判別できるように撮影してください。)
○	○	住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類	次のいずれかの書類 ・売電明細書(おおむね直近6か月以内)の写し ・継続契約のご案内又は特定契約締結のご案内の写し ・電力需給契約変更申込書(電力会社記入欄に記載があるもの)の写し ・住宅の全景写真と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真
○	○	住宅用太陽光発電設備で発電した電気を充電できることが確認できる書類	次のいずれかの書類 ・充電設備の保証書の写し ・充電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真
○	○	自動車検査証記録事項の写し	
○	○	V2H充放電設備が設置されていることが確認できる書類(太陽光発電設備・V2H充放電設備を併設する場合の補助を受ける場合)	次のいずれかの書類 ・V2H充放電設備の保証書の写し ・V2H充放電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真
○	○	その他	・国の補助金に係る「交付確定通知書」、「交付決定通知」又は「交付申請書」の写し(※国の補助金を受ける場合)

7 交付確定

実績報告書類を提出後、住民記録の確認及び書類審査を行い、実績報告内容に不備がなければ、「交付確定通知書」を届出者住所に送付します。交付確定までにおおむね2～3週間ほどかかります。審査が集中する時期については、さらに1週間程度かかることがあります。

なお、実績報告書提出後、必要に応じて現地調査を実施することがあります。その場合は、届出者ご本人、又はご家族の立ち合いをお願いします。

8 補助金の請求

補助金額の確定通知書受領後、30日以内若しくは当該年度の3月20日のいずれか早い日までに「補助金交付請求書」を提出してください。

提出いただいてから、お振込みまでは、3週間～1カ月程度かかります。振込通知は出ませんので、通帳等で入金のご確認をお願いします。

〔交付請求書作成上の注意〕

- **交付額の訂正及び修正テープ・修正液等の使用はできません。**また、交付額以外に訂正が生じた場合は、訂正印の押印が必要になります。
- 金融機関、振込先名義人及び口座番号は誤りがないよう、正しく記入してください。

9 書類等の提出について

- 市役所環境課窓口（分庁舎2階）まで、直接、必要書類を添えて提出してください。
- **添付書類等に不備がある場合は、受付できませんので返却させていただきます。**代行申請や受付終了間際は特にご注意ください。
- **補助金の申請受付が予算枠に達した時点で終了となるため、郵送、FAX、メール、データ持ち込み等による提出には応じられません。郵送された場合は、返送させていただきます。**
(土曜、日曜、祝日、年末・年始を除く、午前8時30分から午後5時)

10 その他

●変更の申請

補助金の交付の決定を受けた方が、交付申請書に記載した事項を変更しようとするときは、「富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更申請書」（第3号様式）を提出し、その承認を受けなければなりません。

なお、変更申請による交付金額の増額はできません。

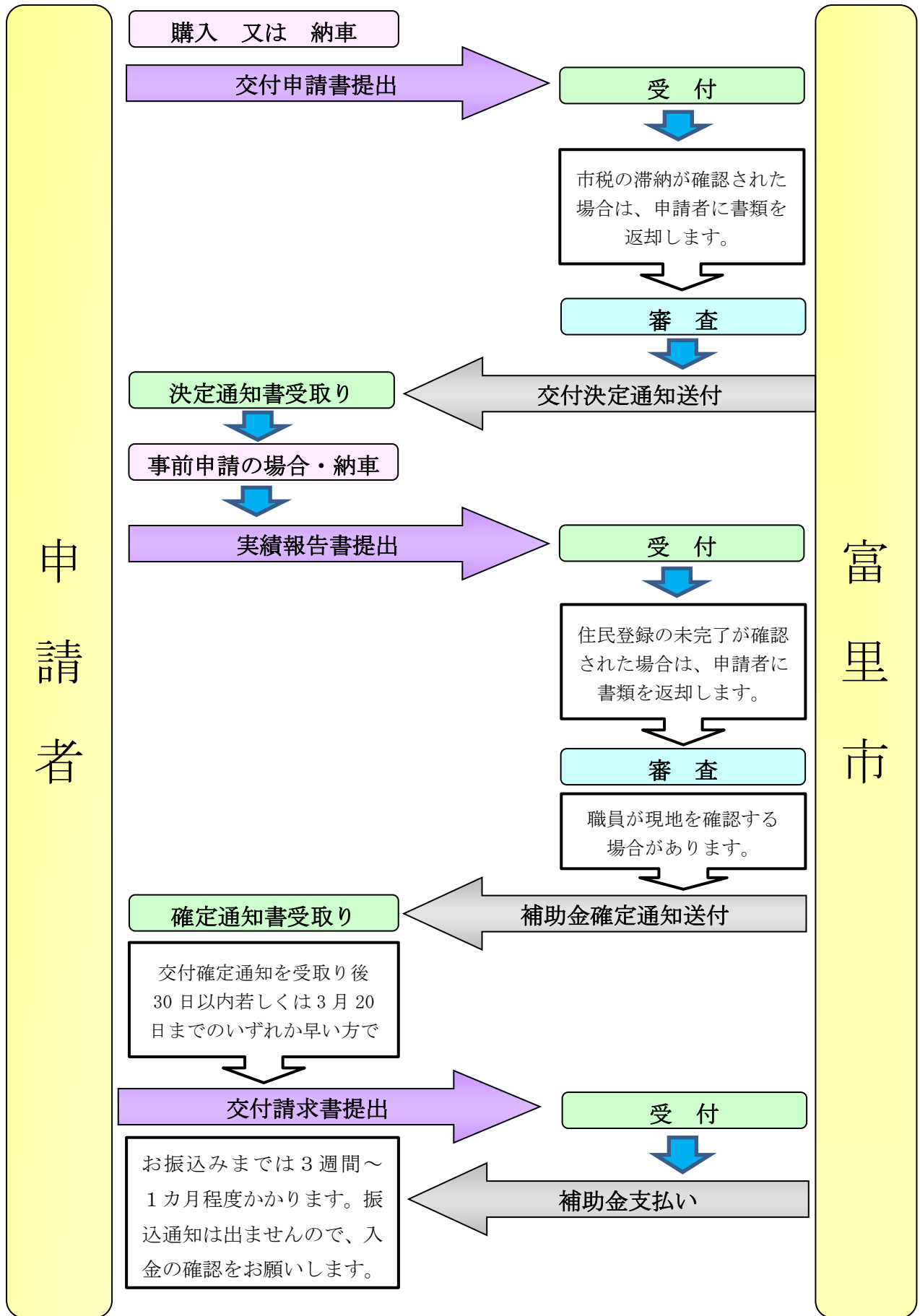
●申請の取下げ

補助金の交付の決定を受けた方が、補助対象設備の導入を中止しようとするとき、または、本補助金の交付対象でなくなった時は、「富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下書」（第5号様式）を提出してください。

●協力のお願い

必要に応じて事業効果等に関する資料の提供を求めることがあります。

1 1 補助金交付手続きの流れ



注 意 事 項

- 申請書等の記入には、消せるインクを使用したボールペンは使用しないでください。
- 交付決定や交付額確定に当たって、現地調査を行う場合があります。また、補助金の交付条件に違反したときは、交付した補助金の返還を求める場合があります。
- この補助金の交付を受けた場合は、補助対象設備を適正に管理及び運用を図らなければなりません。また、耐用年数を経過する前に補助対象設備を処分する場合には、事前に所定の申請が必要となるほか、補助金の返還を求める場合があります。
- 市税等の納付状況の確認について、納付を確認する期日は、補助金の申請日時点における対象者の納付状況を確認します。なお、滞納が確認された場合は、滞納分を納付された後の受付となります。
- 年度の途中で補助制度が変更となる場合があります。
- 要綱に違反した場合は、交付決定を取り消します。
- 設置に当たっては、各法令等に準拠してください。
- 当該年度の予算がなくなり次第、受付終了となります。

【問い合わせ・申請窓口】

富里市 経済環境部 環境課 環境計画班
〒286-0292 富里市七栄 652-1
電 話 0476-93-4945（直通）

